

## 別記様式

警備業~~探偵業~~行政処分簿

被 処 分 者	認定証 <del>届出証明書</del> 番号	宮崎県公安委員会 第95000008号
	氏名又は名称	第一警備保障株式会社
	代表者の氏名	新留 千賀子
	主たる営業所の所在地	宮崎市吉村町大町甲1923番地5
	処分に係る営業所の名称及び所在地	第一警備保障株式会社鹿屋営業所 鹿児島県鹿屋市串良町細山田5280番地26
処分年月日		令和3年12月9日
処分内容		鹿屋営業所における警備業法第2条第1項第2号に係る警備業務の営業停止命令（3月） （営業停止の期間：令和4年1月17日から同年4月16日まで）
処分理由 根拠法令		<b>【処分理由】</b> 1 法定の除外事由がないのに、業として他社が受注した交通誘導警備業務の現場に自社の警備員を派遣し、同社の指揮命令の下に交通誘導警備業務に従事させ、もって労働者派遣事業を行ったもの 2 鹿児島県公安委員会が行った立入検査において、前記労働者派遣事業の事実を隠蔽するため、交通警備員配置日報に虚偽の事項を記載し報告したもの <b>【根拠法令】</b> 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第1項第3号 警備業法第46条
処分を行った公安委員会		鹿児島県公安委員会